

船舶事故調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年7月23日 11時40分ごろ
発生場所	宮城県石巻市 ^{うぎ} 兎島南東方沖 二 ^{にぎしろ} 兎城埼灯台から真方位081° 1.5海里付近 (概位 北緯38° 18.9′ 東経141° 26.9′)
事故の概要	漁船第三十八 ^{いちよし} ー吉丸は、南進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年9月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十八ー吉丸、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	MG2-5533（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底キールに亀裂、シューピース及びスケッグに破損、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、同乗者1人を乗せ、操業を行う目的で、石巻市^{かき}鮫島北西方沖にある^{かき}養殖施設に向けて石巻市表浜港を出港した。 船長は、舵輪後方の両舷に渡した板に座って、手動操舵で操船に当たり、本船を約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進させた。 船長は、途中、兎島の南東方沖の暗岩のある浅瀬付近を南進するので、約4.5knに減速し、航行を続けていたところ、船底から何かにぶつかったような音が聞こえた。 船長は、主機を停止して海面を確認したところ、‘海面下の暗岩’（以下「本件暗岩」という。）があるのを認めた。 船長は、本船を本件暗岩から離して主機を中立とし、乗組員と共に船内を点検したが、エンジンからの振動もなく、船体の破損や浸水を発見できなかった。 本船は、船長が、航行に支障はないと思い、そのまま鮫島北西方沖にある^{かき}養殖施設に向かい、操業を行った後、兎島の西方沖を迂回して表浜港に帰港した。 船長は、帰港後、再度、船体を点検したところ、バッテリー室から浸水しているのを認め、本船を上架した。 （付図1 事故発生経過概略図 参照）

	本事故発生場所付近で約４５年の航行経験のある船長は、兎島の南東方に暗岩や浅瀬等があることを知っていたが、ふだんからレーダー及びＧＰＳプロッターを使用せずに、目視のみで航行していた。 船長は、本事故発生日の約１か月前に本船を購入したばかりであり、購入後、本船の喫水（船首約１．０ｍ、船尾約１．９ｍ）を測っていなかったため、以前に乗船していた船の喫水（船首約０．８ｍ、船尾約１．２ｍ）よりも船尾の喫水が約０．７ｍ深くなっていたことに気付いていなかった。
分析	本船は、南進中、船長が、本事故発生場所付近での航行経験を約４５年有しており、兎島の南東方沖に暗岩や浅瀬等があることを知っていたものの、ふだんからレーダー及びＧＰＳプロッターを使用して、船位を確認していなかったことから、暗岩や浅瀬等から十分に離れて航行しておらず、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、本事故発生日の約１か月前に本船を購入したばかりであり、購入後、本船の喫水を測っていなかったことから、以前に乗船していた船よりも船尾の喫水が約０．７ｍ深くなっていたことに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南進中、船長が、レーダー及びＧＰＳプロッターを使用して、船位を確認していなかったため、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	船長は、本事故後、再発防止策として次の改善措置を講じた。 ・ 兎島の南東方沖を航行せずに、同島の西方沖を迂回することとし、暗岩や浅瀬等から十分に離れて航行することとした。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、慣れた海域であってもＧＰＳプロッター等を活用して船位を正確に把握し、暗岩や浅瀬等を迂回するなどして、暗岩や浅瀬等から十分に離れて航行すること。 ・ 船長は、出航前に自船の喫水を把握しておくこと。

付図 1 事故発生経過概略図

